

2010年11月3日
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー一部

—国家外貨管理局公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第132号)

**国家外貨管理局、輸入代金支払照合制度改革に関する規定を公布
～輸入代金支払手続を簡素化、12月から全国で実施～**

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局は2010年10月20日付で、『輸入代金支払照合制度改革に関する問題についての通達』(匯発[2010]57号、以下、『57号通達』という)を公布しました。

『通達』は輸入代金支払手続時における照合(中国語の「核銷」)手続を実質的に廃止し、輸入代金支払手続の簡素化を図ったもので、2010年12月1日より施行されます。

国家外貨管理局は今年5月、『輸入代金支払照合制度改革試行実施に関する問題について通達』(匯発[2010]14号)を公布し、天津市、青島市、江蘇省、山東省、湖北省、福建省、内モンゴル自治区を試行地域として輸入代金支払照合制度改革を実施。従来の輸入代金支払照合手続に代わって、新たに「貿易外貨受取支払確認検査システム」を導入し、輸入代金支払手続に係る簡素化措置を実施していました。

この度公布された『57号通達』は、この簡素化措置の適用範囲を全国まで拡大したもので、新たに『貨物貿易輸入代金支払管理暫定弁法』(以下、『弁法』という)および『貨物貿易輸入代金支払管理暫定弁法実施細則』(以下、『実施細則』という)を制定。『弁法』・『実施細則』では、全国規模で輸入代金支払に係る照合制度を撤廃し、正常な輸入取引を行っている企業であれば、外貨管理局での手続を不要にするなど、輸入代金支払手続の簡素化を図っています。

また、企業に対しては分類管理を実施。『57号通達』では、企業を「A類輸入単位」、「B類輸入単位」、「C類輸入単位」に分け、このうちリスクが高いと認められる「B類輸入単位」および「C類輸入単位」に対しては、輸入支払項目に関する事前もしくは事後の個別報告義務を設けるなど、一定の規制を設けることにより、外貨の不正な流出に対する取り締まりを図ろうとする姿勢も見られます。

『弁法』および『実施細則』の詳細につきましては、以下をご参照ください。

□ 企業情報の登録手続

企業は対外貿易経営権を取得した後、関連資料を持参し、外貨管理局で「輸入単位外貨支払リスト」(以下、「リスト」という)への登録手続を行い、『輸入代金支払業務取扱確認書』(以下、『確認書』という)に署名しなければなりません。

【『57号通達』公布・施行以前に外貨管理局でリスト登録手続を済ませている場合】

6ヶ月以内に『確認書』に署名した後、自動的にリストに掲載(『実施細則』第4条)。

【『57号通達』公布・施行以前にリスト登録手続を済ませていない場合】

リスト登記申請書および関連資料を持参し、外貨管理局でリスト登記手続が必要(必要な資料については『実施細則』第5条参照)。

また、外貨管理局は輸入単位がリストに掲載された後、当該輸入単位による輸入代金支払業務が発生してから3ヶ月以内の輸入代金支払業務に対して補導管理を実施。該当する輸入単位が補導期間内に輸入代金支払業務を行う場合、外貨管理局に対する事後の個別報告が必要(『弁法』第9条および第16条参照)。

□ 対象となる輸入代金支払

『弁法』および『実施細則』の対象となる対外支払には、以下が含まれます(『弁法』第12条)。

- ✓ 国外宛に支払う輸入貨物代金
- ✓ 国内の保税監督管理区域、オフショア口座および国外機関の国内預金口座宛に支払う輸入貨物代金、もしくは転廠(深加工结转)に関わる国内宛代金支払
- ✓ その他の対外支払性質を有する貨物貿易に係る代金支払

□ 輸入代金の支払確認検査に係る申告手続

企業が銀行で輸入代金支払手続を行う場合、決済方式や資金流に基づき、「輸入代金支払確認検査証憑」を記入する必要があります。「輸入代金支払確認検査証憑」には当該外貨支払が「輸入確認検査に関わる外貨支払であるか否か」を正確に表記しなければならず、実際の対外支払の取引性質に基づき、取引コードを記入しなければなりません。

企業は貨物の実際の船積日に基づき輸入代金支払確認検査証憑上の「最終船積日」を記入する必要があります。

前払業務の場合、最終船積日は、契約で約定した船積日を記入します。また、1件の輸入代金支払が複数の契約に対応する場合は最終回の貨物の船積日を、国外工事使用物資・中継貿易に係る支払の場合は、実際もしくは予定外貨受取日を記入します。

□ 銀行での審査手続

企業が銀行で輸入代金支払手続を行う場合、銀行は企業が記入した「輸入代金支払確認検査証憑」および関連証憑の審査手続を行います。

【図表1】 輸入代金支払に必要な資料

決済方式	必要書類
信用状	✓ 輸入契約 ✓ 信用状開設申請書
取立	✓ 輸入契約
前払	✓ 輸入契約 ✓ 形式インボイス
貨物到着後支払	【「外貨の売渡・対外支払が可能」な輸入貨物通関申告書の場合】 ✓ 輸入契約書 ✓ 税関の「取扱印」が押捺済の輸入貨物通関申告書正本（外貨支払証明用紙） ✓ 商業インボイス 【「条件付で外貨売渡・対外支払が可能」な輸入貨物通関申告書の場合】 ✓ 上記書類以外に、貿易方式に基づいた関連書類が必要
国外請負工事に係る 貿易貨物代金	✓ 決済方式に基づく関連書類 ✓ 工事請負協議書 ✓ 工事請負資質証明等
中継貿易	【先に支払い後で受け取る方式の場合】 ✓ 決済方式に基づく関連書類 ✓ 輸出契約 【先に受け取り後で支払う方式の場合】 ✓ 決済方式に基づく関連書類 ✓ 輸出契約 ✓ 外貨受取証憑
転廠もしくは国内宛外貨決済	✓ 決済方式に基づく転廠契約および関連書類 ✓ 「進料深加工」または「来料深加工」の輸出貨物通関申告書（コピー）

【本表は『実施細則』第12条に基づき作成。なお、輸入代金支払が輸入代理に属する場合、代理協議書の提出が必要。前払・延払の場合、貿易金融登記管理に係る手続が必要。また「B類輸入単位」および「C類輸入単位」に分類される場合、別途手続が必要。】

□ 企業に対する分類管理

外貨管理局は企業が申告したデータに基づき、輸入代金支払データ、輸入貨物データもしくは輸入に関わる外貨受取データに対して総量的な対比を行い、オフサイト確認検査を実施した後、検査結果に基づき企業を「A類輸入単位」、「B類輸入単位」および「C類輸入単位」に分類します。

外貨管理局による考課分類の結果の有効期間は半年となっています。企業に対する分類基準、および外貨管理局による管理措置につきましては表2をご参照ください。

【図表2】 企業の分類基準および管理措置

企業分類	分類基準	外貨管理措置
A類輸入単位	「B類輸入単位」、「C類輸入単位」に分類されていない輸入単位。	輸入代金支払業務に対して利便化管理を実施。A類輸入単位は『弁法』および『実施細則』の規定に基づき、輸入代金支払業務を正常に取り扱う。
B類輸入単位	以下の状況のうちいずれかが存在し、かつ正当な理由のない企業 ✓ 立入検査により、輸入代金支払業務に、『実施細則』第22条に定める状況のいずれかがあり、かつ事実であることが確定した場合。 ✓ 輸入代金支払業務に、『実施細則』第22条に定める状況のいずれかがあり、かつ『実施細則』第25条の規定に基づかず、事実に基づいた関連資料を外貨管理局に提出していない場合。 ✓ 『実施細則』規定に基づかず、外貨管理局に対する個別報告もしくは輸入代金支払業務の登記手続を行っていない場合。 ✓ 隠匿、不法鞘取、詐取等の外貨管理規定に関する重大な違反行為があり、外貨管理局の立件調査を受けた場合。 ✓ 外貨管理局が認定するその他の状況。	【外貨管理局は以下の管理が実施可能】 ✓ すべての輸入代金支払業務は <u>輸入貨物通関申告書の輸入日もしくは外貨受取・支払日から30日以内に外貨管理局に対する個別報告が必要</u> 。 ✓ 1件当たりの前払金額が5万米ドル相当を超える場合、銀行で暗証の確認を受けた外国側の銀行が発行した前払貨物代金返還保証状の提出が必要。 ✓ 輸入単位の法定代表者もしくはその授権者と面会し、リスク警告に係る面談の実施。 ✓ 外貨管理局が定めるその他の管理措置。
C類輸入単位	以下の状況のうちいずれかが存在する企業 ✓ 外貨管理局が立入検査を実施する際に、『実施細則』第25条の規定に違反し、確認検査の拒否もしくは協力の拒否をした場合。 ✓ 隠匿、不法鞘取、詐取等の外貨管理規定に対する重大な違反行為があり、外貨管理局の処罰もしくは司法機関の立件調査を受けた場合。 ✓ 外貨管理局が認定するその他の状況。	【外貨管理局は以下の管理を実施】 ✓ すべての輸入代金支払業務は <u>輸入代金支払前に外貨管理局での事前登記が必要</u> 。 ✓ 信用状、取立、前払等の方式での輸入代金支払は不可。 ✓ 外貨管理局が定めるその他の管理措置。

【本表は『実施細則』第17条および第29-37条に基づき作成。】

『57号通達』では、「A類輸入単位」に属する企業に対しては手続を簡素化し、決済手続の利便化を図っているものの、「B類輸入単位」および「C類輸入単位」に対しては外貨管理局での事前・事後の登記手続を設けるなど、一定の規制規定を設けています。

□ オフサイト確認検査・モニタリング事前警告と立入監督確認検査

『57号通達』では、従前の照合手続に代わり、「貿易外貨受取支払確認検査システム」を導入して企業の輸入代金支払データおよび輸入貨物データなどに対して総量対比を行うことによって、輸入代金支払の真実性および一貫性について確認検査を実施するとしています（『弁法』第17条参照）。またモニタリング事前警告指標システムを設置し、輸入代金支払および貨物輸入状況などに対してモニタリング分析を行うことにより、異常な取引などを識別すると規定しています（『弁法』第18条）。

さらに、確認検査の結果によって、企業に以下の状況のいずれかが存在する場合、外貨管理局は立入検査が実施できるとしています。

- ✓ 輸入貨物金額と輸入外貨支払金額との比率が80%より小さい、もしくは120%より大きく、かつ、輸入外貨過払金額もしくは到着貨物の過多金額が100万米ドル相当額より大きい場合。
- ✓ 中継貿易、国外請負工事に係る外貨受取金額と相応する外貨支払金額の比率が90%より小さい、もしくは110%より大きく、かつ輸入外貨過払金額もしくは到着貨物の過多金額が100万米ドル相当額より大きい場合。
- ✓ 単月の輸入に係る外貨払戻の頻度が5回より多い、もしくは1件当たりの外貨払戻額が50万米ドル相当額より大きい場合。
- ✓ 外貨管理局が必要と認めるその他の状況。

『57号通達』の詳細につきましては、以下にございます日本語訳(仮訳)および26ページ以降にございます中国語原文をご参照ください。なお、関連手続に関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報を入手次第、随時ご案内させていただきます。

国家外貨管理局

匯発[2010]57号

『輸入代金支払照合制度改革に関する問題についての通達』

国家外貨管理局各省・自治区・直轄市分局・外貨管理部、深セン・大連・青島・アモイ・寧波市分局、各中国資本外貨指定銀行：

輸出入照合制度改革を加速させ、貨物貿易に係る外貨管理を総量確認検査、オフサイト確認検査および主体監督管理へと転換させるため、国家外貨管理局は2010年5月1日より、天津、江蘇、山東、湖北、内モンゴル、福建および青島等の7地域において貨物貿易輸入代金支払照合制度改革(以下、「輸入照合改革」という)の試行を実施した。この基礎のもと、国家外貨管理局は全国の範囲内において輸入照合改革を実施することを決定した。ここに関連する事項について以下のように通知する：

1. 輸入照合改革の目標は、真実性の原則を基礎とし、人を基本とするという考えを堅持し、管理の方式および手段の転換を通じて、貿易の利便化を促進し、企業および銀行の営業コストを削減し、対外貿易の新情勢および新発展に適応することであり、また企業の貿易資金流および貨物流情報を全面的に把握・比較することにより、継続的かつ動態的なモニタリング分析を強化し、各種の法律・規定に違反したクロスボーダーの資金移動を効果的に抑制することである。この目標の実現を保証するため、改革の基本的構想は、輸入代金支払管理を個別照合から総量確認検査へ、オンサイト照合からオフサイト確認検査へ、行為の審査から主体による監督管理への転換を実現することであり、外貨管理局は企業の輸入代金支払および貨物到着に係る完全な情報を全面的に採集し、情報システムに依拠してオフサイトの総量対比を実施し、この基礎のもと、オフサイトのモニタリング事前警告を通して企業の輸入代金支払状況に対してモニタリング分析を行い、遅滞なく異常な行為を識別し、またオフサイトのモニタリング事前警告、オンサイトの確認検査等の状況に基づき、企業に対して考課分類を実施する。
2. 『貨物貿易輸入代金支払管理暫定弁法』およびその実施細則（以下、まとめて『暫定弁法』という、添付書類1・2参照）は2010年12月1日から施行する。施行日より、輸入単位は『暫定弁法』の規定に基づき輸入代金支払業務を行い、銀行は『暫定弁法』の規定に基づき、輸入単位のために輸入代金支払業務を取り扱わなければならない。
3. 銀行は2010年11月30日までに貿易外貨受取・支払確認検査システム（以下、「確認検査システム」という）との連結、配置作業を完了し、『暫定弁法』の施行日より、確認検査システムを通して輸入単位リスト、輸入代金支払登記表および分類考課ランク等の関連情報を検索しなければならない。
4. 輸入照合改革は貿易の利便化推進に係る重要な措置であり、各分局は高く重視し、統一的に手配し、全力で改革業務を遂行しなければならない。
 - （1） 認識の統一。改革に係る組織・指導の強化。各分局は輸入照合改革の重大な意義を十分に認識し、主管局長をチームリーダーとする改革指導チームを組織し、管轄区域内の改革業務に係る指導および監督に対する責任を負わせ、関連部門に協力し、改革業務に対して積極的に支援・協調しなければならない。改革指導チームの下に業務・技術人員を含む作業チームを組織し、管轄区域内における改革の実施、政策の宣伝・解説、業務および技術支援ならびに情報フィードバック等の具体的な作業に係る責任を負わせなければならない。
 - （2） 『暫定弁法』の関連規定に基づき、総量確認検査、動態的なモニタリングおよび分類管理を実施し、監督管理の有効性を向上させなければならない。

- (3) 宣伝および研修の強化。総局の統一的な手配のもと、多種の形式によって宣伝および解説業務を遂行し、銀行、輸入単位が速やかに改革の構想および政策の意図を理解するように指導、督促しなければならない。外貨管理局の業務人員、管轄区域内の銀行および輸入単位に対して各種形式による研修を実施し、銀行・輸入単位に新政策における業務オペレーションを速やかに熟知させ、改革措置の遂行、実現を確保しなければならない。
- (4) 管轄区域内の確認検査システム企業ポートおよび銀行ポートソフトのインストール、デバッグ等の技術支援作業を遂行すること。
- (5) 遅滞なく執行状況を報告し、月次で総局まで輸入照合改革実施状況を報告すること。

5. 応急措置

確認検査システムにデータの入力不可、中断等の一時的に正常な運行ができない問題が発生した場合、各分局は速やかに総局の照合改革弁公室に通知して処理を行い、併せて発生した問題に関する記録を作成しなければならない。期間中、外貨管理局は関連する輸入代金支払業務の台帳を設け、業務記録を作成しなければならない。

6. 確認検査システム登録方式

確認検査システム外貨管理局版URL : <http://100.1.63.3:9001/SafeChk/>
銀行版URL : <http://asone.safe:9101/asone/>
企業版URL : <http://asone.safesvc.gov.cn/asone>

総局照合改革弁公室連絡先:

電話番号 : 010-68402546、010-68402547

FAX : 010-68402594

e-mail : (イントラネット) tradebus@mail.safe、tradetech@mail.safe

(インターネット) tradebus@mail.safe.gov.cn、tradetech@mail.safe.gov.cn

本通達の公布日より、各分局(外貨管理部)は関連する準備作業を始め、かつ本通達を速やかに管轄区域の中心支局(支局)、銀行および輸入単位に転送しなければならない。執行過程において問題が発生した場合、輸入単位

および銀行は遅滞なく所在地の外貨管理局に報告し、各分局（外貨管理部）は遅滞なく総局に報告しなければならない。

以上

2010年10月20日

添付書類1 : 『貨物貿易輸入代金支払管理暫定弁法』

添付書類2 : 『貨物貿易輸入代金支払管理暫定弁法実施細則』

【添付書類1】

『貨物貿易輸入代金支払管理暫定弁法』

第1章 総則

- 第1条** 貨物貿易輸入代金支払（以下、「輸入代金支払」という）管理をさらに改善し、貿易の利便化を推進し、対外経済の発展を促進するため、『中華人民共和国外国為替管理条例』の関連規定に基づき、本弁法を制定する。
- 第2条** 国家外貨管理局およびその出先機構（以下、「外貨管理局」という）は、法に基づき輸入代金支払の真実性およびコンプライアンス性に対して監督管理を実施する。
- 第3条** 輸入代金支払管理は、属地管理の原則に基づき行い、外貨管理局は管轄区域内の輸入単位および外貨業務取扱金融機関（以下、「銀行」という）に対して監督管理を実施する。
- 第4条** 国は貨物貿易に係る国際的支払に対して制限を設けない。輸入単位の輸入代金支払は真実性、合法性を有した取引の基礎を具えていなければならない。銀行は取引書類の真実性およびその輸入代金支払との一致性に対して合理的な審査を行わなければならない。
- 第5条** 外貨管理局は輸入単位の輸入代金支払状況に対して、オフサイトの総量確認検査およびモニタリング事前警告を行い、異常な資金の移動状況に対してオンサイトの事実確認調査（以下、「立入検査」という）を実施する。
- 第6条** 外貨管理局は輸入単位に対して分類管理を実施し、オフサイトの総量確認検査およびモニタリング事前警告を基礎とし、立入検査の状況および輸入単位の外貨管理規定遵守状況等を考慮の上、輸入単位を「A類輸入単位」、「B類輸入単位」および「C類輸入単位」に分類する。分類管理の内容には、輸入代金支払に係る審査、輸入代金支払に係る登記および個別報告等の業務過程が含まれる。
- 第7条** 輸入単位および銀行は本弁法および関連規定に基づき、輸入代金支払業務を取り扱い、併せて外貨管理局の立入検査に協力、協調しなければならない。

第2章 リスト管理

- 第8条** 輸入単位は法に基づき対外貿易経営権を取得した後、関連資料を持参して外貨管理局に赴き、「輸入単位外貨支払リスト」(以下、「リスト」という)への登録手続きを行い、併せて輸入代金支払業務取扱確認書に署名しなければならない。輸入単位の登録情報に変更が発生した場合、外貨管理局に赴き変更登録手続きを行わなければならない。輸入単位が営業を終了する場合、もしくは対外貿易経営権を取り消された場合、外貨管理局に赴き抹消登録手続きを行わなければならない。
- 第9条** 輸入単位がリストに掲載された後、外貨管理局は当該輸入単位による輸入代金支払業務が発生してから3ヶ月以内の輸入代金支払業務に対して補導管理を実施する。
- 第10条** 外貨管理局は銀行に対しリストを統一して公布する。リストに掲載されていない輸入単位について、銀行はそのために輸入代金支払業務を直接取り扱ってはならない。
- 第11条** リストへの登録条件を具えなくなった輸入単位について、外貨管理局はリストから抹消することができる。

第3章 輸入代金の支払管理

- 第12条** 本弁法における輸入代金支払には、以下のものが含まれる。
- (1) 国外宛に支払う輸入貨物代金。
 - (2) 国内の保税監督管理区域、オフショア口座および国外機関の国内預金口座宛に支払う輸入貨物代金、もしくは転廠(深加工结转)に係る国内宛代金支払。
 - (3) その他の対外支払性質を有する貨物貿易に係る代金支払。
- 第13条** 輸入単位は、決済方式、貿易方式および資金流に従い、規定に基づき、関連書類に拠って、銀行で輸入代金支払業務を取り扱わなければならない。
- 輸入単位は規定に基づき、輸入代金支払の確認検査情報の申告を行わなければならない。銀行は規定に基づき、外貨管理局に対して、関連情報を送付しなければならない。

第14条 外貨支払単位と契約で約定した輸入単位、輸入貨物通関申告書の経営単位とは一致しなければならない。輸入代理業務の場合、代理人が輸入、外貨購入・輸入代金支払に対して責任を負わなければならない。国に別途規定のある場合は除く。

第15条 外貨管理局は、リストに掲載されていない輸入単位および「C類輸入単位」の輸入代金支払に対して、事前の登記管理を実施する。輸入単位は規定に基づき、外貨管理局に赴き、輸入代金支払業務登記手続を行わなければならない。銀行は外貨管理局が発行した登記証明および関連書類に基づき、輸入単位のために輸入代金支払業務を行わなければならない。

第16条 外貨管理局は、補導期間内の輸入単位および「B類輸入単位」の輸入代金支払業務、ならびに外貨管理局が認定するその他の業務に対して、事後の個別報告管理を実施する。輸入単位は輸入代金の支払後、外貨管理局に対して、その輸入代金支払および対応する貨物の到着もしくは外貨受取情報を個別に報告し、併せて関連書類または証明資料を提出しなければならない。

第4章 オフサイト確認検査およびモニタリング事前警告

第17条 外貨管理局は、輸入代金支払データおよび輸入貨物データ(もしくは輸入に係る外貨受取データ)に対してオフサイトでの総量対比を行い、輸入単位による輸入代金支払の真実性および一致性に関する確認検査を行う。

第18条 外貨管理局は輸入単位を対象主体として、地区、業種、経済類型等の特徴を参考とし、モニタリング事前警告指標システムを設置し、輸入代金支払および貨物輸入ならびに輸入に係る外貨受取状況に対してモニタリング分析を行い、リスク事前警告を実施し、異常な取引と主体を識別する。

第19条 外貨管理局はマクロ経済情勢および国際収支バランスの必要性に応じてモニタリング事前警告の内容を調整することができる。

第5章 立入検査

第20条 外貨管理局は、オフサイト確認検査およびモニタリング事前警告の結果に基づき、総量確認検査の指標が規定範囲を超過している、もしくはその他の異常な状況がある輸入単位の輸入に係る外貨の受取・支払業務に対して立入検査を実施する。

- 第21条** 外貨管理局は、確認検査を受ける単位に対する報告要求、輸入単位の法定代表者もしくはその授権者との面会、立入調査等の方式により、輸入単位に対して立入検査を行うことができる。
- 第22条** 外貨管理局は、銀行が行う輸入代金支払業務のコンプライアンス性と関連情報の報告送付の適時性、正確性、完備性に対して立入検査を実施することができる。
- 第23条** 輸入単位および銀行は、外貨管理局の立入検査に協力、協調し、関連資料を遅滞なく、事実の通りに提出しなければならない。

第6章 分類管理

- 第24条** 「B類輸入単位」および「C類輸入単位」を確定する前に、外貨管理局は関連する輸入単位に通知しなければならない。輸入単位は異議がある場合、書面通知の受領日から起算し7営業日以内に外貨管理局に対し申し立てることができる。
- 第25条** 外貨管理局は、銀行および輸入単位に対して輸入単位の分類管理情報を公布する。
- 第26条** 国家外貨管理局は、国際収支情勢および外貨管理の必要に応じて、考課分類の期限、頻度、基準および適用する管理措置を調整することができる。

第7章 附則

- 第27条** 輸入単位とは、対外貿易経営権を有する国内機関のことを指す。
- 第28条** 銀行および輸入単位が本弁法およびその他の関連規定に違反し輸入代金支払業務を取り扱った場合、外貨管理局は『中華人民共和国外国為替管理条例』等の関連規定に基づき処罰する。
- 第29条** 対外貿易経営権を有する保税監督管理区域内の輸入単位が取り扱う非保税貨物の輸入代金支払、対外貿易経営権を有する個人が取り扱う輸入代金支払業務は、本試行弁法を参照し適用する。国家外貨管理局が別途規定を定めている場合、それに従う。
- 第30条** 本試行弁法は国家外貨管理局が解釈に責任を負う。
- 第31条** 本試行弁法は、2010年12月1日より施行する。従前の法規と本弁法とが抵触する場合、本試行弁法

に基づき執行する。本弁法の施行日より、別添に列記した法規は廃止する。

別添 : 廃止すべき法規目録(略)

【添付書類2】

『貨物貿易輸入代金支払管理暫定弁法実施細則』

第1章 総則

第1条 貨物貿易輸入代金支払（以下、「輸入代金支払」という）の管理を改善するため、『貨物貿易輸入代金支払管理暫定弁法』（以下、『弁法』という）に基づき、本細則を制定する。

第2条 外貨管理局は、法に基づき輸入単位、銀行が取り扱う輸入代金支払業務の真実性およびコンプライアンス性に対して監督管理を実施する。

第2章 リスト管理

第3条 輸入単位は対外貿易経営権を取得した後、本細則第5条の規定に基づき、外貨管理局で「輸入単位外貨支払リスト」（以下、「リスト」という）への登録手続きを行い、併せて輸入代金支払業務取扱確認書（以下、『確認書』という、別添1参照）に署名しなければならない。

第4条 本細則の公布・施行以前に、外貨管理局においてリスト登記手続きを済ませている輸入単位は、6ヶ月以内に『確認書』に署名しなければならない。『確認書』に署名した後、外貨管理局はそれを自動的にリストに掲載する。規定の期限内に署名しなかった場合、外貨管理局はそのリスト資格を取り消す。

第5条 本細則の公布・施行以前に、外貨管理局においてリスト登記手続きを済ませていない輸入単位は、リスト登記申請書および以下の書類を持参し外貨管理局でリスト登記手続きを行わなければならない。

- (1) 『対外貿易経営者届出登記表』、法に基づき届出登記が必要ない場合、『中華人民共和国外商投資企業批准証書』もしくは『中華人民共和国台湾、香港、マカオ、華僑投資企業批准証書』等の関連証明資料を提出すること。
- (2) 『企業法人営業許可証』もしくは『企業営業許可証』。
- (3) 『中華人民共和国組織機構コード証』。
- (4) 『中華人民共和国税関輸出入貨物受取・発送人通関登録登記証書』。
- (5) 法定代表者が署名し単位公印を押捺した『確認書』。

(6) 外貨管理局が提出を要求するその他の書類。

外貨管理局は、上述の書類に誤りがないことを審査確認した後、輸入単位をリストに掲載し、併せて銀行に対してリスト情報を公布する。

第6条 輸入単位のリスト情報に変更が生じた場合、変更日から起算して30日以内に、関連する変更文書もしくは証明書を持参し、外貨管理局でリスト変更手続を行わなければならない。

第7条 輸入単位に以下の状況のいずれかが発生した場合、外貨管理局はそれをリストから抹消することができる。

(1) 輸入単位が経営を終了した場合、もしくは工商管理部門によって営業許可証が抹消、没収された場合。

(2) 輸入単位が対外貿易経営権を終了する場合、もしくは商務部門によって取り消された場合。

(3) 外貨管理局が認定するその他の状況。

輸入単位が抹消後に再度リスト掲載に係る申請を行う場合、『弁法』第9条の輸入単位のリスト掲載に係る補導期間管理の規定に基づき、輸入代金支払業務を行わなければならない。

第3章 輸入代金支払管理

第8条 輸入単位が銀行で輸入代金支払を行う場合、決済方式および資金流に基づき輸入代金支払確認検査証憑を記入し、国外宛の外貨支払の場合、『海外送金取組申請書』もしくは『対外支払／引受通知書』を記入しなければならない(国内のオフショア口座、国外機関の国内口座宛の外貨支払を含む)。国内宛の外貨支払を行う場合、『国内送金取組申請書』もしくは『国内支払／引受通知書』を記入しなければならない。

第9条 輸入単位は、輸入代金支払確認検査証憑に当該外貨支払が「輸入確認検査に関わる外貨支払であるか否か」を正確に表記しなければならず、併せて実際の対外支払の取引性質に基づき、取引コードを記入しなければならない。1件の外貨支払に複数の取引性質が含まれる場合、対応する取引コード、金額および通貨等の情報は、貿易優先、金額大の原則に基づき申告する。輸入代金支払申告は、国際収支申告および確認検査専用情報申告の関連規定に基づき手続を行う。

第10条 輸入単位はその貨物の実際の船積日に基づき輸入代金支払確認検査証憑上の「最終船積日」を記入しなければならない。前払業務の場合、その最終船積日は、契約で約定した船積日を記入する。1件の輸入代金支払が複数の契約に対応する場合、その最終船積日は、最終回の貨物の船積日を記入する。国外工事使用物資、中継貿易に係る支払の場合、その最終船積日は、実際もしくは予定外貨受取日を記入する。分割して回収する場合、最終回の外貨受取日を記入する。

第11条 リストに掲載のない輸入単位、「C類輸入単位」による輸入代金支払、および外貨管理局が認定するその他の外貨支払業務は、外貨管理局での登記を受けていない場合、銀行は輸入代金支払業務もしくは信用状開設等の関連業務を取り扱ってはならない。

第12条 銀行が輸入単位のために外貨支払手続を取り扱う場合、輸入単位が記入した輸入代金支払確認検査証憑を審査し、併せて以下の規定に基づき対応する有効な証憑および商業書類を審査しなければならない。

(1) 信用状方式による決済の場合、輸入契約、信用状開設申請書を審査する。

信用状に係る外貨売渡銀行と外貨支払銀行が一致しない場合、外貨支払(信用状開設)銀行は外貨売渡銀行からの付替資金の口座入金を確認した後、さらに外貨売渡銀行が注記した証憑審査の結論および外貨付替証憑を審査しなければならない。

(2) 取立方式による決済の場合、輸入契約を審査する。

(3) 前払方式による決済の場合、輸入契約、形式インボイスを審査する。

(4) 貨物到着後代金支払方式による決済の場合、『輸入貨物通関申告書「貿易方式」分類外貨支払コード表』(別添2参照)に基づき、関連する証憑および商業書類を審査する。

「外貨の売渡・対外支払が可能」である輸入貨物通関申告書に基づき外貨支払を行う場合、輸入契約書、税関の「取扱印」が押捺済の輸入貨物通関申告書正本(外貨支払証明用紙)、商業インボイスを審査する。「条件付で外貨売渡・対外支払が可能」である輸入貨物通関申告書に基づき外貨支払を行う場合、さらに輸入貨物通関申告書の貿易方式に基づき、関連する証憑を審査する。「外貨の売渡・対外支払が不可」である輸入貨物通関申告書は、それに基づく輸入代金支払手続を行うことはできない。

(5) 国外請負工事に係る貿易貨物代金の対外支払を行う場合、異なる決済方式に基づき関連書類を審査するほかに、工事請負協議書、工事請負資質証明等を審査しなければならない。

- (6) 中継貿易に係る貿易貨物代金の対外支払を行う場合、異なる決済方式に基づき関連書類を審査するほかに、先に支払い後で受け取る方式のときは輸出契約を審査しなければならない、先に受け取り後で支払う方式のときは輸出契約、外貨受取証憑を審査しなければならない。
- (7) 転廠(深加工结转)に係る対外支払もしくは国内宛の外貨決済の場合、異なる決済方式に基づき、転廠契約および関連書類を審査するほかに、貿易方式が「進料深加工」または「来料深加工」の輸出貨物通関申告書(コピー)を審査しなければならない。

上述の輸入代金支払について、輸入代理に属する場合、代理協議書を審査しなければならない。本細則第16条の規定に拠り外貨管理局で事前に登記が必要な場合、「輸入代金支払登記表」(以下、「登記表」という。別添3参照)に基づき、外貨支払を扱わなければならない。

銀行が輸入単位のために外貨支払手続を扱う場合、「中国電子口岸—輸入代金支払システム」を通じて輸入貨物通関申告書電子ファイルに対しネットワーク確認検査を行う必要はない。

第13条 輸入代金支払後に、契約の取消等の原因により、外貨払戻業務が発生した場合、原則として払戻人は元の外貨支払の代金受取人でなければならない。銀行が輸入単位のために関連する外貨受取手続を行う場合、元の外貨支払確認検査証憑、元の輸入契約、外貨払戻協議およびその他の対応する外貨払戻証明資料を審査しなければならない。払戻人が元の外貨支払の代金受取人ではない場合等の特殊な状況に対しては、さらに払戻人と元の外貨支払の代金受取人が一致していないことに係る状況説明を審査しなければならない。

第14条 銀行は、規定に基づき関連資料を審査した後、輸入貨物通関申告書は正本を保管し、契約、インボイス、代理協議等の書類はコピーを保管する。複数回に分けた外貨支払の必要がある貨物到着後支払業務に対しては、最終回の外貨支払業務手続を完了した銀行が輸入貨物通関申告書の正本を保管し、その他の外貨支払銀行は関連銀行により外貨支払金額、通関申告書の未払金額および外貨支払日が注記され、かつ関連銀行の業務公印が押捺された輸入貨物通関申告書のコピーを保存し、併せて輸入貨物通関申告書の正本上に当該銀行の外貨支払金額を注記し、かつ当該銀行の業務公印を捺印しなければならない。

第15条 以下の状況のいずれかに該当する輸入貨物通関申告書の経営単位と外貨支払単位が異なる業務は、通関申告書の経営単位は貨物輸入後から30日以内に、申請書、代理協議、免税証明もしくは許可証等の証明資料および輸入貨物通関申告書を持参し、所在地の外貨管理局で貨物情報変更手続を行

わなければならない。

- (1) 輸入単位による外商投資企業および贈与の代理に係る輸入。
- (2) 許可証、輸入割当、特定商品の登記に係る輸入。
- (3) 外貨管理局が認定するその他の状況。

第16条 以下の外貨支払業務を行う場合、輸入単位は外貨支払もしくは信用状開設の前に、申請書および本条に定める資料を持参し、外貨管理局に赴き、輸入代金支払業務の登記手続を行わなければならない。

- (1) リストに掲載のない輸入単位による輸入代金支払の場合、異なる決済方式に基づき、本細則第12条に定める関連書類を提供するほかに、本細則第5条第(1)、(2)、(3)項に定める関連書類を提出しなければならない。
- (2) 「C類輸入単位」の貨物到着後の代金支払方式の場合、外貨管理局は「中国電子口岸—輸入代金支払システム」を通じて、輸入貨物通関申告書電子ファイルに対して、ネットワーク審査を行い、関連する電子ファイルの消し込み、ファイルクローズおよび印刷を行わなければならない。
- (3) その他の登記を必要とする輸入代金支払。

外貨管理局は輸入単位が提出した上述の資料を審査した後、そのために「貨物貿易輸入代金支払業務印」を押捺した『登記表』を発行し、併せて関連資料のコピーを保管しなければならない。

第17条 輸入単位に係る以下の輸入代金支払業務は、輸入貨物通関申告書の輸入日もしくは外貨受取・支払日から30日以内に外貨管理局に対して個別に報告しなければならない。

- (1) 「B類輸入単位」の輸入代金支払。
- (2) 1件の契約に係る外貨支払と実際の貨物到着もしくは外貨受取との差額が契約金額の10%を超え、かつ金額が10万米ドル相当を超える輸入代金支払。
- (3) 1件の金額が10万米ドル相当を超える輸入外貨の払戻。
- (4) 輸入単位がリストに掲載された後、輸入代金支払業務が発生してから3ヵ月以内の輸入代金支払。

(5) その他の個別報告を必要とする輸入代金支払。

輸入単位は貿易外貨受取支払確認検査システムを通じてその輸入代金支払および対応する貨物到着もしくは外貨受取情報を個別報告し、かつ遅滞なく外貨管理局のフィードバック情報を受け取り、印刷した「輸入代金支払個別確認検査報告表」(別添4参照)および関連する有効な商業書類もしくは証明資料を持参して外貨管理局で現場報告をしなければならない。

第18条 外貨管理局が確定した「B類輸入単位」および「C類輸入単位」に係る輸入代金支払業務は、本細則第36条および第37条の規定を遵守しなければならない。

第4章 オフサイト確認検査とモニタリング事前警告

第19条 外貨管理局は、貿易外貨受取支払確認検査システムに依拠し、輸入単位による輸入代金支払データおよび輸入貨物データもしくは輸入に関わる外貨受取データに対し、総量対比を行い、オフサイト確認検査を実施する。外貨管理局が輸入単位に対して定期的にオフサイト確認検査を実施する場合、地区の輸入代金支払のモニタリング状況に基づき、随時、オフサイト総量確認検査を動的的に実施することができる。

第20条 輸入単位の貿易に係る輸入代金支払データ、輸入外貨払戻データ、国外請負工事の使用物資および中継貿易等に係る外貨の受取支払データ、貿易方式が「外貨の売渡・対外支払が可能」および「条件付で外貨の売渡・対外支払が可能」である輸入貨物データならびにその他の輸入貨物データは、オフサイト総量確認検査に組み入れる。国家外貨管理局は地区、業種、経済類型等の要因を参照し、総量確認検査に係る外貨支払データ、輸入貨物データおよび外貨受取データに対して調整を行うことができる。

第21条 輸入代金支払モニタリング事前警告の主な内容には以下が含まれる。

- (1) 貨物総量の確認検査、到着貨物の余剰金額および外貨の過払金額等に関する状況。
- (2) 中継貿易、国外請負工事等の外貨受取の総量確認検査に関する状況。
- (3) 輸入外貨払戻、輸入トレードファイナンス、前払および輸入代理等に関する状況。
- (4) 補導期間内の輸入単位、多国籍企業および関連輸入単位の外貨支払に関する状況。
- (5) 資金流と貨物流に関する趨勢変動状況。

- (6) 輸入代金の支払規模、決済方式および国／地区の資金流等に関する状況。
- (7) 輸入貨物の規模、貿易方式および税関での価格申告等に関する状況。
- (8) 資金流と貨物流に関する国／地域の逸脱度等に関する状況。
- (9) その他のモニタリング事前警告管理を実施すべき状況。

第5章 立入監督確認検査

第22条 確認検査期間に以下の状況のいずれかが存在する輸入単位に対して、外貨管理局はオンサイトの事実確認検査(以下、「立入検査」という)を実施することができる。

- (1) 輸入貨物金額と輸入外貨支払金額との比率が80%より小さい、もしくは120%より大きく、かつ、輸入外貨過払金額もしくは到着貨物の過多金額が100万米ドル相当額より大きい場合。
- (2) 中継貿易、国外請負工事に係る外貨受取金額と相応する外貨支払金額の比率が90%より小さい、もしくは110%より大きく、かつ輸入外貨過払金額もしくは到着貨物の過多金額が100万米ドル相当額より大きい場合。
- (3) 単月の輸入に係る外貨払戻の頻度が5回より多い、もしくは1件当たりの外貨払戻額が50万米ドル相当額より大きい場合。
- (4) 外貨管理局が必要と認めるその他の状況。

外貨管理局は総量確認検査の結果および企業の主体的な報告状況に基づき、地区・業種・経済類型等の特徴を参考として、上述の比率もしくは金額指標に対して調整を行い、立入検査を実施する輸入単位を確定する。

第23条 外貨管理局は、輸入単位に対する報告の要求、輸入単位の法定代表者もしくはその授権者との面会、立入調査および外貨管理局が必要と認めるその他の方式を通して、輸入単位に対して、立入検査を行うことができる。

第24条 外貨管理局は、立入検査が必要な輸入単位に対して、『立入検査通知書』(別添5参照)を発行する。

第25条 輸入単位は以下の規定に基づき、関連資料を事実どおりに提出し、併せて外貨管理局の立入検査に積極的に協力しなければならない。

- (1) 外貨管理局が輸入単位に対して報告を要求する場合、輸入単位は『立入検査通知書』を受領後15営業日以内に、外貨管理局に対して、法定代表者もしくはその授権者が署名し、単位の公印を押捺した書面報告および関連資料を提出しなければならない。
- (2) 外貨管理局が輸入単位の法定代表者もしくはその授権者と面談する場合、輸入単位の法定代表者もしくはその授権者は『立入検査通知書』を受領後15営業日以内に、外貨管理局に赴き状況を説明しなければならない。
- (3) 外貨管理局が立入調査を行う場合、輸入単位は『立入検査通知書』を受領後15営業日以内に、関連する資料を準備し、外貨管理局の立入調査要員の業務に協力しなければならない。
- (4) 外貨管理局がその他の立入検査の方式を用いる場合、輸入単位は外貨管理局の要求に基づき、関連する業務を遂行しなければならない。

第26条 外貨管理局は、輸入単位が提出した関連資料の事実を確認し、輸入代金支払業務の真実性およびコンプライアンス性を審査し、輸入単位に係る立入検査の結果を確定しなければならない。

第27条 外貨管理局は、銀行が取り扱う輸入代金支払業務に対するオフサイトの確認検査状況に基づき、証憑の閲覧調査、銀行への関連資料の補充送付要求、業務責任者との面会等の方式を通して、銀行に対して立入検査を実施する。銀行は7営業日以内に関連資料を事実に基づき提出し、外貨管理局の立入検査業務に積極的に協力しなければならない。

第28条 立入検査において外貨管理規定違反の嫌疑があることが発見された輸入単位および銀行は、外貨検査部門に移送する。

第6章 分類管理

第29条 外貨管理局は定期的にリストに掲載されている輸入単位に対して考課分類を実施し、オフサイト総量確認検査およびモニタリング事前警告を基礎とし、立入検査状況および輸入単位の外貨管理規定遵守等の状況を考慮の上、輸入単位を「A類輸入単位」、「B類輸入単位」および「C類輸入単位」に分類する。

第30条 外貨管理局は、輸入単位および銀行に対して考課分類の結果を公布する。考課分類の結果の有効期間は半年とする。

第31条 以下の状況のうちいずれかが存在し、かつ正当な理由のない輸入単位は、「B類輸入単位」として分類される。

- (1) 立入検査により、輸入代金支払業務に、本細則第22条に定める状況のいずれかがあり、かつ事実であることが確定した場合。
- (2) 輸入代金支払業務に、本細則第22条に定める状況のいずれかがあり、かつ本細則第25条の規定に基づかず、事実に基づいた関連資料を外貨管理局に提出していない場合。
- (3) 本細則の規定に基づかず、外貨管理局に対する個別報告もしくは輸入代金支払業務の登記手続を行っていない場合。
- (4) 隠匿、不法鞘取、詐取等の外貨管理規定に関する重大な違反行為があり、外貨管理局の立件調査を受けた場合。
- (5) 外貨管理局が認定するその他の状況。

第32条 以下の状況のうちいずれかが存在する輸入単位は、「C類輸入単位」として分類される。

- (1) 外貨管理局が立入検査を実施する際に、本細則の第25条の規定に違反し、確認検査の拒否もしくは協力の拒否をした場合。
- (2) 隠匿、不法鞘取、詐取等の外貨管理規定に対する重大な違反行為があり、外貨管理局の処罰もしくは司法機関の立件調査を受けた場合。
- (3) 外貨管理局が認定するその他の状況。

第33条 「B類輸入単位」もしくは「C類輸入単位」に分類されていない輸入単位を「A類輸入単位」とする。

第34条 外貨管理局は「A類輸入単位」の輸入代金支払業務に対して利便化管理を実施する。「A類輸入単位」は『弁法』および本細則の規定に基づき、輸入代金支払業務を正常に取り扱う。

第35条 外貨管理局は、「B類輸入単位」および「C類輸入単位」を確定する前に、『考課分類通知書』（別添6参照）を書面形式により関連する輸入単位に通知する。異議がある場合、輸入単位は書面通知の受取日から起算して7営業日以内に外貨管理局に対し、書面による状況説明および関連証明資料を提出し申し立てを行うことができる。

第36条 外貨管理局は「B類輸入単位」に対して以下の管理を実施することができる。

- (1) すべての輸入代金支払業務は本細則第17条に基づき事後の個別報告を実施する。
- (2) 1件当たりの前払金額が5万米ドル相当を超える場合、銀行で暗証の確認を受けた外国側の銀行が発行した前払貨物代金返還保証状を提出しなければならない。
- (3) 輸入単位の法定代表者もしくはその授権者と面会し、リスク警告に係る面談を実施する。
- (4) 外貨管理局が定めるその他の管理措置。

第37条 外貨管理局は「C類輸入単位」に対して以下の管理を実施する。

- (1) すべての輸入代金支払業務は本細則第16条の規定に基づき事前登記を実施する。
- (2) 信用状、取立、前払等の方式での輸入代金支払を行ってはならない。
- (3) 外貨管理局が定めるその他の管理措置。

第7章 罰則

第38条 輸入単位および銀行は、本細則およびその他の関連規定に基づき、輸入代金支払業務を取り扱わなければならない。規定に違反するものに対して、外貨管理局は『中華人民共和国外国為替管理条例』（以下、『条例』という）等の関連規定に基づき処罰する。

第39条 輸入単位に以下の行為のいずれかがある場合、外貨管理局は『条例』第48条の規定に基づき、改正を命じ、警告し、30万元以下の罰金を科する。

- (1) 外貨管理局が法に基づき実施する立入検査を拒絶、阻止した場合。
- (2) 取り扱う輸入代金支払業務において、規定に基づいた有効な書類を提出しない場合、もしくは提出した書類が真実ではない場合。
- (3) 登記を必要とする輸入代金支払業務に対して、規定に基づかず、外貨管理局で登記手続を行わなかった場合。
- (4) 個別報告を必要とする輸入代金支払業務に対して、規定に基づかず、報告を行わなかった場合。

(5) 輸入代金支払確認検査情報の隠蔽、報告漏れ、誤報；

(6) その他の『弁法』および本細則に違反する行為。

第40条 銀行に以下の行為のいずれかがある場合、外貨管理局は『条例』第47条の規定に基づき、期限を定めて改正を命じ、違法所得を没収し、併せて20万元以上100万元以下の罰金を科する。

(1) 本細則および関連規定に基づかず、有効な証憑および商業書類の審査確認を行わず、輸入単位のために輸入代金支払業務を取り扱った場合。

(2) 輸入代金支払登記の範囲に属する業務であるにもかかわらず、外貨管理局が発行する『登記表』に基づかず、輸入単位のために輸入代金支払業務を取り扱った場合。

(3) 外貨管理局が公布する輸入単位分類管理措置に基づかず、輸入単位のために輸入代金支払業務を取り扱った場合。

(4) その他の『弁法』および本細則に違反する行為。

第41条 銀行に以下の行為のいずれかがある場合、外貨管理局は『条例』第48条の規定に基づき、改正を命じ、警告し、30万元以下の罰金を科する。

(1) 輸入代金支払確認検査証憑および電子データの誤報、報告漏れ、虚偽の報告、報告遅延。

(2) 外貨管理局が法に基づき実施する立入検査を拒絶、阻止した場合。

(3) 外貨管理局による立入検査の実施中、本細則および関連規定に基づかず、有効な書類および資料を提出しなかった場合、もしくは虚偽の書類および資料を提出した場合。

(4) その他の『弁法』および本細則に違反する行為。

第8章 附則

第42条 輸入外貨過払もしくは貨物の到着過多金額とは、輸入代金支払金額と輸入到着貨物の金額との差額のことを指す。

第43条 本細則における関連する商業書類、有効な証憑、証明資料の原本もしくはコピーならびに申請書、『登記表』、『輸入代金支払個別確認検査報告表』、『考課分類通知書』および『立入検査通知書』の原本は、すべて重要業務記録ファイルとして検査に備えて保管しなければならない。外貨管理局、輸入単位お

よび銀行は関連する業務記録ファイルを適切に保管し、検査に備えて5年間保存しなければならない。

第44条 本細則が定める比率、金額、期間はいずれもその値を含み、本細則に定める期日は暦日とする(明確に営業日と定めているものを除く)。

第45条 輸入単位が支払う輸入に係るコミッション、貿易に係る賠償金、および貿易に係る付随費用は、サービス貿易の外貨管理に関する規定に基づき取り扱う。

第46条 輸入単位が支払う前払および延払は、本細則および貿易金融登記管理に関する規定に基づき取り扱う。

第47条 本細則は国家外貨管理局が解釈に責任を負い、2010年12月1日から施行する。

【 みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー部 仮訳 】

国家外汇管理局

汇发[2010]57 号

关于实施进口付汇核销制度改革有关问题的通知

国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局；各中资外汇指定银行：

为加快进出口核销制度改革，实现货物贸易外汇管理向总量核查、非现场核查和主体监管转变，国家外汇管理局自 2010 年 5 月 1 日开始在天津、江苏、山东、湖北、内蒙古、福建以及青岛等七个地区进行货物贸易进口付汇核销制度改革（以下简称进口核销改革）试点。在此基础上，国家外汇管理局决定在全国范围内推广实施进口核销改革。现将有关事项通知如下：

- 一、 进口核销改革的目标是以真实性原则为基础，坚持以人为本，通过转变管理方式和手段，促进贸易便利化，降低企业和银行经营成本，适应对外贸易的新形势和新发展；通过全面掌握和比对企业贸易资金流和物流信息，加强持续和动态的监测分析，有效遏制各类违法违规跨境资金的流动。为保证这一目标的实现，改革的基本思路是实现进口付汇管理由逐笔核销向总量核查、由现场核销向非现场核查、由行为审核向主体监管的转变，外汇局全面采集企业进口付汇及到货的完整信息，依托信息系统进行非现场总量对比，在此基础上通过非现场监测预警对企业进口付汇情况监测分析，及时识别异常行为；根据非现场监测预警、现场核查等情况，对企业实施考核分类。
- 二、 《货物贸易进口付汇管理暂行办法》及其实施细则（以下统称《暂行办法》，见附件 1、2）从 2010 年 12 月 1 日开始施行。自实施之日起，进口单位应按《暂行办法》规定办理进口付汇业务；银行应按《暂行办法》规定为进口单位办理进口付汇业务。
- 三、 银行须于 2010 年 11 月 30 日前完成与贸易收付汇核查系统（以下简称核查系统）的连通配置工作，自《暂行办法》实施之日起，通过核查系统查询进口单位名录、进口付汇登记表以及分类考核级别等相关信息。
- 四、 进口核销改革是推进贸易便利化的重大举措，各分局应当高度重视，统筹安排，全力做好改革工作：

（一） 统一认识，加强对改革的组织领导。各分局应充分认识进口核销改革的重大意义，成立以主管局长任组长的改革领导小组，负责辖内改革工作的领导和监督，协调相关部门积极支持配合改革工

作；改革领导小组下设工作小组，包含业务和技术人员，负责辖内改革实施、政策宣传解释、业务和技术支持以及信息反馈等具体工作。

（二）根据《暂行办法》有关规定，实施总量核查、动态监测和分类管理，提高监管有效性。

（三）加强宣传和培训。在总局的统一部署下，采取多种形式做好宣传和解释工作，引导并督促银行、进口单位尽快了解改革思路及政策意图；对外汇局工作人员、辖内银行以及进口单位开展各种形式的培训，使银行、进口单位尽快熟悉新政策下的业务操作，确保改革措施落实到位。

（四）做好辖内核查系统企业端和银行端软件安装和调试等技术支持工作。

（五）及时上报执行情况，按月向总局上报进口核销改革实施情况。

五. 应急措施

核查系统若出现数据不能导入、中断等暂时无法正常运行问题，各分局应立即告知总局核销改革办公室进行处理，并对出现的问题进行记录。期间，外汇局负责办理的相关进口付汇业务应建立台账，做好业务记录。

六. 核查系统登录方式

核查系统外汇局版地址：<http://100.1.63.3:9001/SafeChk/>;

银行版地址：<http://asone.safe:9101/asone/>;

企业版地址：<http://asone.safesvc.gov.cn/asone>

总局核销改革办公室联系方式：

联系电话： 010-68402546 010-68402547

传 真： 010-68402594

联系邮箱：（内网）tradebus@mail.safe；tradetech@mail.safe

（外网）tradebus@mail.safe.gov.cn；tradetech@mail.safe.gov.cn

本通知自发布之日起，各分局（外汇管理部）应开始相关准备工作，并将本通知尽快转发辖内中心支局（支局）、银行及进口单位。对执行过程中产生的问题，进口单位和银行应及时向所在地外汇局反馈，各分局（外汇管理部）应当及时向总局反馈。

特此通知。

二〇一〇年十月二十日

附件一：《货物贸易进口付汇管理暂行办法》

附件二：《货物贸易进口付汇管理暂行办法实施细则》

附件 1

货物贸易进口付汇管理暂行办法**第一章 总则**

- 第一条** 为进一步完善货物贸易进口付汇（以下简称进口付汇）管理，推进贸易便利化，促进涉外经济发展，根据《中华人民共和国外汇管理条例》相关规定，制定本办法。
- 第二条** 国家外汇管理局及其分支机构（以下简称外汇局）依法对进口付汇的真实性与合规性进行监督管理。
- 第三条** 进口付汇管理按照属地管理原则进行，外汇局对辖内进口单位和经营外汇业务的金融机构（以下简称银行）进行监管。
- 第四条** 国家对货物贸易项下国际支付不予限制。进口单位的进口付汇应当具有真实、合法的交易基础，银行应对交易单证的真实性及其与进口付汇的一致性进行合理审查。
- 第五条** 外汇局对进口单位进口付汇情况进行非现场总量核查和监测预警，对异常资金流动情况进行现场核实调查（以下简称现场核查）。
- 第六条** 外汇局对进口单位实行分类管理，在非现场总量核查及监测预警的基础上，结合现场核查情况和进口单位遵守外汇管理规定等情况，将进口单位分为“A类进口单位”、“B类进口单位”和“C类进口单位”。分类管理内容包括进口付汇审核、进口付汇登记以及逐笔报告等业务环节。
- 第七条** 进口单位和银行应按本办法及有关规定办理进口付汇业务，并协助、配合外汇局现场核查。

第二章 名录管理

- 第八条** 进口单位依法取得对外贸易经营权后，应当持有关资料到外汇局办理“进口单位付汇名录”（以下简称名录）登记手续，并签署进口付汇业务办理确认书；进口单位登记信息发生变更的，应当到外汇局办理变更登记手续；进口单位终止经营或被取消对外贸易经营权的，应当到外汇局办理注销登记手续。

第九条 进口单位列入名录后，外汇局对其自发生进口付汇业务之日起三个月内的进口付汇业务进行辅导管理。

第十条 外汇局统一向银行发布名录。不在名录的进口单位，银行不得直接为其办理进口付汇业务。

第十一条 对于已不具备名录登记条件的进口单位，外汇局可将其从名录中注销。

第三章 进口付汇管理

第十二条 本办法所称进口付汇包括：

- （一） 向境外支付进口货款；
- （二） 向境内保税监管区域、离岸账户以及境外机构境内账户支付进口货款或深加工结转项下境内付款；
- （三） 其他具有对外付汇性质的货物贸易项下付款。

第十三条 进口单位应当根据结算方式、贸易方式以及资金流向，按规定凭相关单证在银行办理进口付汇业务。

进口单位应当按规定进行进口付汇核查信息申报。银行应当按规定向外汇局报送相关信息。

第十四条 付汇单位与合同约定进口单位、进口货物报关单经营单位应当一致。代理进口业务，应当由代理方负责进口、购付汇。国家另有规定的除外。

第十五条 外汇局对不在名录进口单位和“C类进口单位”的进口付汇实行事前登记管理。进口单位应当按规定到外汇局办理进口付汇业务登记。银行应当凭外汇局出具的登记证明和相关单证为进口单位办理进口付汇业务。

第十六条 外汇局对辅导期内进口单位和“B类进口单位”的进口付汇以及外汇局认定的其他业务实行事后逐笔报告管理。进口单位进口付汇后，需向外汇局逐笔报告其进口付汇和对应的到货或收汇信息，并提供相关单证或证明材料。

第四章 非现场核查与监测预警

- 第十七条** 外汇局对进口付汇数据和进口货物数据（或进口项下收汇数据）进行非现场总量比对，核查进口单位进口付汇的真实性和一致性。
- 第十八条** 外汇局以进口单位为主体，参考地区、行业、经济类型等特点，设置监测预警指标体系，对进口付汇和货物进口及进口项下收汇情况进行监测分析，实施风险预警，识别异常交易和主体。
- 第十九条** 外汇局可根据宏观经济形势和国际收支平衡需要调整监测预警内容。

第五章 现场核查

- 第二十条** 外汇局根据非现场核查及监测预警的结果，对于总量核查指标超过规定范围或存在其他异常情况的进口单位进口项下外汇收支业务实施现场核查。
- 第二十一条** 外汇局可采取要求被核查单位报告、约见进口单位法定代表人或其授权人、现场调查等方式，对进口单位进行现场核查。
- 第二十二条** 外汇局可对银行办理进口付汇业务的合规性与报送相关信息的及时性、准确性和完整性实施现场核查。
- 第二十三条** 进口单位和银行应当协助、配合外汇局现场核查，及时、如实提供相关资料。

第六章 分类管理

- 第二十四条** “B类进口单位”和“C类进口单位”确定前，外汇局应通知相关进口单位。进口单位如有异议，可在收到书面通知之日起7个工作日内向外汇局申述。
- 第二十五条** 外汇局向银行和进口单位发布对进口单位的分类管理信息。
- 第二十六条** 国家外汇管理局可根据国际收支形势和外汇管理需要，调整考核分类的期限、频率、标准以及适用的管理措施。

第七章 附则

- 第二十七条** 进口单位是指具有对外贸易经营权的境内机构。
- 第二十八条** 银行和进口单位违反本办法以及其他相关规定办理进口付汇业务的，由外汇局依据《中华人民共和国外汇管理条例》等相关规定处罚。
- 第二十九条** 具有对外贸易经营权的保税监管区域内进口单位经营非保税货物的进口付汇、具有对外贸易经营权的个人办理进口付汇业务参照适用本办法。国家外汇管理局另有规定的，从其规定。
- 第三十条** 本办法由国家外汇管理局负责解释。
- 第三十一条** 本办法自 2010 年 12 月 1 日起施行，以前法规与本办法相抵触的，按照本办法执行。自本办法实施之日起，附件所列法规废止。

附件

需要废止的法规目录

序号	法规名称	文件编号
1	关于下发《贸易进口付汇核销监管暂行办法》的通知	(97)汇国发字第 01 号
2	关于在“进口付汇备案表”上使用印鉴的备案函	(97)汇国函字第 074 号
3	关于启用贸易进口付汇监管软件有关问题的紧急通知	(98)汇国函字第 193 号
4	关于下发《进口付汇核销贸易真实性审核规定》的通知	(98)汇国函字第 199 号
5	关于修改《关于完善售付汇管理的通知》第八条、第十一条和《关于完善售付汇管理的补充通知》第三条的通知	汇发[1999]66 号
6	关于加强进口金银及其制品售付汇审核的通知	汇发[1999]244 号
7	关于航空公司对外付汇有关问题的通知	汇综发[1999]76 号
8	关于规范《贸易进口付汇核销单》(代申报单)数据传送有关做法的通知	汇发[1999]106 号
9	国家外汇管理局关于进口付汇核销报审手续有关问题的通知	汇发[2001]98 号
10	国家外汇管理局关于印发《贸易进口付汇核销管理操作规程》的通知	汇发[2002]113 号
11	国家外汇管理局关于取消部分进口付汇备案类别有关问题的通知	汇发[2003]34 号
12	国家外汇管理局关于在中国电子口岸办理进口报关单联网核查业务有关问题的通知	汇发[2003]103 号
13	国家外汇管理局关于印发《货到汇款项下贸易进口付汇自动核销管理规定》的通知	汇发[2004]82 号
14	国家外汇管理局关于印发《进口付汇逾期未核销备查管理规定》的通知	汇发[2004]101 号
15	国家外汇管理局关于规范凭收汇凭证办理进口付汇核销手续有关问题的通知	汇发[2004]76 号
16	国家外汇管理局关于进口付汇备案表使用有关问题的通知	汇发[2004]112 号
17	国家外汇管理局关于印发《进口付汇差额核销管理办法》的通知	汇发[2004]116 号
18	国家外汇管理局关于做好贸易进口付汇核销监管系统升级工作的通知	汇发[2005]3 号

19	国家外汇管理局关于中国石化国际事业有限公司所属经营部办理进口付汇核销业务有关问题的通知	汇发[2005]15 号
20	国家外汇管理局关于进一步简化贸易进口付汇及核销手续有关问题的通知	汇发[2005]67 号
21	国家外汇管理局关于调整“对外付汇进口单位名录”管理有关问题的通知	汇发[2006]25 号
22	国家外汇管理局综合司关于简化航空公司支付预付货款手续有关问题的通知	汇综发[2006]51 号
23	国家外汇管理局综合司关于办理“租赁不满一年”等经营租赁项下对外售（付）汇业务有关问题的批复	汇综复[2009]32 号
24	国家外汇管理局综合司关于进口信用证结算项下售汇银行与付汇银行不一致有关问题的批复	汇综复[2009]58 号
25	国家外汇管理局关于实施进口付汇核销制度改革有关问题的通知	汇发[2010]14 号
26	国家外汇管理局综合司关于组织实施进口付汇核销制度改革试点工作有关问题的通知	汇综发[2010]44 号
27	国家外汇管理局综合司关于发布《货物贸易进口付汇业务办理确认书》文本的通知	汇综发[2010]45 号
28	国家外汇管理局关于综合司关于“进口单位付汇名录”查询有关问题的通知	汇综发[2010]51 号
29	国家外汇管理局经常项目管理司关于银行进口付汇留存凭证有关问题的批复	汇经复[2010]11 号

附件 2

货物贸易进口付汇管理暂行办法实施细则**第一章 总则**

第一条 为完善货物贸易进口付汇（以下简称进口付汇）管理，依据《货物贸易进口付汇管理暂行办法》（以下简称《办法》），制定本细则。

第二条 外汇局依法对进口单位、银行办理进口付汇业务的真实性和合规性进行监督管理。

第二章 名录管理

第三条 进口单位取得对外贸易经营权后，应按本细则第五条规定到外汇局办理“进口单位付汇名录”（以下简称名录）登记手续，并签署《货物贸易进口付汇业务办理确认书》（以下简称《确认书》，见附件 1）。

第四条 本细则发布实施前已在外汇局办理名录登记手续的进口单位，应在六个月内签署《确认书》。签署《确认书》后，外汇局将其自动列入名录，未在规定期限内签署的，外汇局将取消其名录资格。

第五条 本细则发布实施前未在外汇局办理名录登记手续的进口单位，需持名录登记申请书及下列材料到外汇局办理名录登记手续：

- （一） 《对外贸易经营者备案登记表》，依法不需要办理备案登记的提交《中华人民共和国外商投资企业批准证书》或《中华人民共和国台、港、澳、侨投资企业批准证书》等相关证明材料；
- （二） 《企业法人营业执照》或《企业营业执照》；
- （三） 《中华人民共和国组织机构代码证》；
- （四） 《中华人民共和国海关进出口货物收发货人报关注册登记证书》；
- （五） 法定代表人签字、加盖单位公章的《确认书》；
- （六） 外汇局要求提供的其他材料。

外汇局审核上述材料无误后，将进口单位列入名录，并向银行发布名录信息。

第六条 进口单位名录信息发生变更的，应当在变更之日起 30 日内，持相关变更文件或证明到外汇局办理名录变更手续。

第七条 进口单位发生下列情况之一的，外汇局可将其从名录中注销：

- （一） 进口单位终止经营或被工商管理部门注销、吊销营业执照的；
- （二） 进口单位终止或被商务部门取消对外贸易经营权的；
- （三） 外汇局认定的其他情况。

进口单位注销后重新申请进入名录的，应按照《办法》第九条关于列入名录进口单位辅导期管理规定办理进口付汇业务。

第三章 进口付汇管理

第八条 进口单位在银行办理进口付汇时，应根据结算方式和资金流向填写进口付汇核查凭证，向境外付汇的应填写《境外汇款申请书》或《对外付款/承兑通知书》（包括向境内离岸账户、境外机构境内账户付汇），向境内付汇的应填写《境内汇款申请书》或《境内付款/承兑通知书》。

第九条 进口单位应在进口付汇核查凭证上准确标注该笔付汇“是否为进口核查项下付汇”，并根据实际对外付款交易性质填写交易编码。对一笔付汇涵盖多种交易性质的，第一栏交易编码、金额以及币种等信息按贸易从大原则申报。进口付汇申报按照国际收支申报和核查专用信息申报有关规定办理。

第十条 进口单位应按其货物实际装运日期填写进口付汇核查凭证中的“最迟装运日期”。预付货款业务，其最迟装运日期填写合同约定装运日期；一笔进口付汇对应多份合同的，其最迟装运日期填写最迟一笔货物装运日期；境外工程使用物资、转口贸易支付，其最迟装运日期填写实际或预计收汇日期，如为分阶段收款，填写最迟一笔收汇日期。

第十一条 对不在名录进口单位、“C 类进口单位”的进口付汇以及外汇局认定的其他付汇业务，未经外汇局登记，银行不得为进口单位办理进口付汇或开立信用证等相关业务。

第十二条 银行为进口单位办理付汇手续时，需审查进口单位填写的进口付汇核查凭证，并按以下规定审查相应有效凭证和商业单据：

- (一) 以信用证方式结算的，审查进口合同、开证申请书。

对于信用证项下售汇银行与付汇银行不一致的，付汇（开证）银行在核实售汇银行划转的资金到账后，还需审查经售汇银行签注的审单结论和外汇划转凭证；

- (二) 以托收方式结算的，审查进口合同；

- (三) 以预付货款方式结算的，审查进口合同、形式发票；

- (四) 以货到付款方式结算的，按《进口货物报关单“贸易方式”分类付汇代码表》（见附 2）审查相关有效凭证和商业单据。

对于凭“可以对外售付汇”进口货物报关单付汇的，审查进口合同、加盖海关“验讫章”的进口货物报关单正本（付汇证明联）、商业发票；对于凭“有条件对外售付汇”进口货物报关单付汇的，还需根据进口货物报关单的贸易方式，审查相应凭证；“不得对外售付汇”进口货物报关单不能凭以办理进口付汇；

- (五) 境外承包工程项下对外支付贸易货款的，除依据不同结算方式审查有关单证外，还需审查工程承包协议、工程承包资质证明等；

- (六) 转口贸易项下对外支付贸易货款的，除依据不同结算方式审查有关单证外，先支后收项下还需审查出口合同，先收后支项下还需审查出口合同、收汇凭证；

- (七) 深加工结转项下对外付汇或境内以外汇结算的，除依据不同结算方式审查转厂合同及有关单证外，还需审查贸易方式为“进料深加工”或“来料深加工”的出口货物报关单（复印件）。

对于上述进口付汇，属于代理进口的，还需审核代理协议；依据本细则第十六条规定需外汇局事前登记的，还需凭《进口付汇登记表》（以下简称《登记表》，见附 3）办理付汇。

银行为进口单位办理付汇手续时，无需通过“中国电子口岸-进口付汇系统”对进口货物报关单电子底账进行联网核查。

第十三条

对于进口付汇后因合同取消等原因产生的退汇业务，原则上退款人应当为原付汇收款人。银行为进口单位办理相关收汇手续时，应当审查原进口付汇核查凭证、原进口合同、退汇协议以及其他对应退汇证明材料。对于退款人不是原付汇收款人等特殊情况，还需审查退款人与原付汇收款人不一致的情况说明。

第十四条 银行按规定审查相关资料后，留存进口货物报关单正本，合同、发票、代理协议等单证留存复印件。对于需要分次付汇的货到付款业务，由办结最后一次付汇业务的银行留存进口货物报关单正本，其他付汇银行留存有相关银行签注付汇金额、报关单未付汇余额以及付汇日期并加盖相关银行业务公章的进口货物报关单复印件，并在进口货物报关单正本上签注本行付汇金额并加盖本行业务公章。

第十五条 下列情况之一的进口货物报关单经营单位与付汇单位不一致业务，报关单经营单位需在货物进口后 30 日内，持申请书、代理协议、免税证明或许可证等证明材料以及进口货物报关单到所在地外汇局办理货物信息变更手续：

- （一） 进口单位代理外商投资企业和捐赠项下进口；
- （二） 许可证、进口配额、特定商品登记项下进口；
- （三） 外汇局认定的其他情况。

第十六条 下列付汇业务，进口单位应在付汇或开立信用证前持申请书和本条规定的材料到外汇局办理进口付汇业务登记手续：

- （一） 不在名录进口单位的进口付汇，按照不同结算方式除提供本细则第十二条规定的有关单证外，还需提供本细则第五条第（一）、（二）、（三）项规定的有关单证；
- （二） “C 类进口单位”的货到付款业务，外汇局还需通过“中国电子口岸-进口付汇系统”对进口货物报关单电子底账进行联网核查，核注、结案及打印相关电子底账；
- （三） 其他需登记的进口付汇。

外汇局审核进口单位提交的上述材料后，为其出具加盖“货物贸易进口付汇业务章”的《登记表》，并留存相关资料复印件。

第十七条 进口单位下列进口付汇业务应在进口货物报关单进口日期或收付汇日期后 30 日内向外汇局逐笔报告：

- （一） “B 类进口单位”的进口付汇；
- （二） 单笔合同项下付汇与实际到货或收汇差额超过合同金额 10%且金额超过等值 10 万美元的进口付汇；
- （三） 单笔金额超过等值 10 万美元的进口退汇；
- （四） 进口单位列入名录后自发生进口付汇业务之日起三个月内的进口付汇；

（五） 其他需进行逐笔报告的进口付汇。

进口单位应当通过贸易收付汇核查系统逐笔报告其进口付汇和对应的到货或收汇信息并及时接收外汇局反馈信息，持打印的《进口付汇逐笔核查报告表》（见附 4）和相关有效商业单证或证明材料到外汇局现场报告。

第十八条 外汇局确定的“B类进口单位”和“C类进口单位”的进口付汇业务，还应遵守本细则第三十六条和第三十七条规定。

第四章 非现场核查与监测预警

第十九条 外汇局依托贸易收付汇核查系统对进口单位进口付汇数据和进口货物数据或进口项下收汇数据进行总量比对，实施非现场核查。外汇局对进口单位进行定期非现场总量核查，也可根据地区进口付汇监测情况，随时、动态进行非现场总量核查。

第二十条 进口单位贸易项下的进口付汇数据、进口退汇数据、境外承包工程使用物资以及转口贸易等项下的收付汇数据，贸易方式为“可以对外售付汇”和“有条件对外售付汇”的进口货物数据以及其他进口货物数据纳入非现场总量核查。国家外汇管理局可参考地区、行业、经济类型等因素，对参与总量核查的付汇数据、进口货物数据以及收汇数据进行调整。

第二十一条 进口付汇监测预警的主要内容包括：

- （一） 货物总量核查、多到货金额以及多付汇金额等情况；
- （二） 转口贸易、境外承包工程等收汇总量核查情况；
- （三） 进口退汇、进口贸易融资、预付货款以及代理进口等情况；
- （四） 辅导期内进口单位、跨国公司以及关联进口单位的付汇情况；
- （五） 资金流与货物流趋势变动情况；
- （六） 进口付汇规模、结算方式以及国家/地区流向等情况；
- （七） 进口货物规模、贸易方式以及海关价格申报等情况；
- （八） 资金流向与货物流向国家/地区偏离度等情况；
- （九） 其他应实施监测预警管理的情况。

第五章 现场监督核查

第二十二条 对核查期内存在下列情况之一的进口单位，外汇局可实施现场核实调查（以下简称现场核查）：

- （一） 进口货物金额与进口付汇金额的比率小于 80%或大于 120%，且多付汇或多到货金额大于等值 100 万美元；
- （二） 转口贸易、境外承包工程收汇金额与相应付汇金额的比率小于 90%或大于 110%，且多付汇或多收汇金额大于等值 100 万美元；
- （三） 单月进口退汇频次大于 5 次或单笔退汇金额大于等值 50 万美元；
- （四） 外汇局认为有必要的其他情况。

外汇局可根据总量核查结果和企业主动报告情况，参考地区、行业、经济类型等特点对上述比例或金额指标进行调整，确定实施现场核查的进口单位。

第二十三条 外汇局可采取要求进口单位报告、约见进口单位法定代表人或其授权人、现场调查以及外汇局认为必要的其他方式对进口单位进行现场核查。

第二十四条 外汇局对需现场核查的进口单位，发出《现场核查通知书》（见附 5）。

第二十五条 进口单位应按下列规定如实提供相关资料，并主动配合外汇局现场核查工作：

- （一） 外汇局要求进口单位报告的，进口单位应在收到《现场核查通知书》之日起 15 个工作日内向外汇局提交由法定代表人或其授权人签字并加盖单位公章的书面报告及相关资料；
- （二） 外汇局约见进口单位法定代表人或其授权人的，进口单位法定代表人或其授权人应在收到《现场核查通知书》之日起 15 个工作日内到外汇局说明情况；
- （三） 外汇局进行现场调查的，进口单位应在收到《现场核查通知书》之日起 15 个工作日内准备好相关资料，配合外汇局现场调查人员工作；
- （四） 外汇局采取其他现场核查方式的，进口单位应按外汇局要求做好相关工作。

第二十六条 外汇局应核实进口单位提供的相关资料，审查进口付汇业务的真实性与合规性，确定进口单位现场核查结果。

第二十七条 外汇局根据对银行办理进口付汇业务的非现场核查情况，通过采取调阅凭证、要求银行补充报送

相关资料、约见业务负责人等方式对银行实施现场核查。银行应在 7 个工作日内如实提供相关资料，主动配合外汇局现场核查工作。

第二十八条 对于现场核查中发现涉嫌违反外汇管理规定的进口单位和银行，将移交外汇检查部门。

第六章 分类管理

第二十九条 外汇局定期对名录进口单位进行考核分类，在非现场总量核查及监测预警的基础上，结合现场核查情况和进口单位遵守外汇管理规定等情况，将进口单位分为“A 类进口单位”、“B 类进口单位”和“C 类进口单位”。

第三十条 外汇局向进口单位和银行发布考核分类结果，考核分类结果有效期为半年。

第三十一条 存在下列情况之一且无正当理由的进口单位，应被列为“B 类进口单位”：

- （一） 经现场核查，进口付汇业务存在本细则第二十二条规定情况之一且情况属实的；
- （二） 进口付汇业务存在本细则第二十二条规定情况之一且未按本细则第二十五条规定如实向外汇局提供相关资料的；
- （三） 未按本细则规定向外汇局逐笔报告或办理登记进口付汇业务的；
- （四） 存在逃套骗汇等严重违反外汇管理规定的行为，受到外汇局立案调查的；
- （五） 外汇局认定的其他情况。

第三十二条 存在下列情况之一的进口单位，应被列为“C 类进口单位”：

- （一） 外汇局实施现场核查时，违反本细则第二十五条规定，拒不接受或拒不配合核查的；
- （二） 存在逃套骗汇等严重违反外汇管理规定的行为，受到外汇局处罚或被司法机关立案调查的；
- （三） 外汇局认定的其他情况。

第三十三条 未被列为“B 类进口单位”或“C 类进口单位”的进口单位，为“A 类进口单位”。

第三十四条 外汇局对“A 类进口单位”进口付汇业务实施便利化管理，“A 类进口单位”按《办法》及本细则规定正常办理进口付汇业务。

第三十五条 外汇局在确定“B类进口单位”和“C类进口单位”前，将《考核分类通知书》（见附6）以书面形式通知相关进口单位。如有异议，进口单位可自收到书面通知之日起7个工作日内向外汇局提交书面情况说明及相关证明材料进行申述。

第三十六条 外汇局对“B类进口单位”可以实施以下管理：

- （一） 所有进口付汇业务按照本细则第十七条规定实行事后逐笔报告；
- （二） 单笔预付货款金额超过等值5万美元的，需提供经银行核对密押的外方银行出具的预付货款保函；
- （三） 约见进口单位法定代表人或其授权人进行风险警示谈话；
- （四） 外汇局规定的其他管理措施。

第三十七条 外汇局对“C类进口单位”实施以下管理：

- （一） 所有进口付汇业务按照本细则第十六条规定实行事前登记；
- （二） 不得以信用证、托收、预付货款等方式付汇；
- （三） 外汇局规定的其他管理措施。

第七章 罚则

第三十八条 进口单位和银行应当按照本细则及其他相关规定办理进口付汇业务，对违反规定的，由外汇局依据《中华人民共和国外汇管理条例》（以下简称《条例》）等相关规定处罚。

第三十九条 进口单位有下列行为之一的，由外汇局依据《条例》第四十八条规定，责令改正，给予警告，处30万元以下罚款：

- （一） 拒绝、阻碍外汇局依法实施现场核查；
- （二） 办理进口付汇业务未按照规定提交有效单证或者提交的单证不真实；
- （三） 对于需登记的进口付汇业务，未按规定到外汇局办理登记；
- （四） 对于需逐笔报告的进口付汇业务，未按规定进行报告；
- （五） 瞒报、漏报、错报进口付汇核查信息；
- （六） 其他违反《办法》及本细则的行为。

第四十条 银行有下列行为之一的，由外汇局依据《条例》第四十七条规定，责令限期改正，没收违法所得，并处 20 万元以上 100 万元以下的罚款：

- （一） 未按照本细则及相关规定审核有效凭证及商业单据，为进口单位办理进口付汇业务；
- （二） 属进口付汇登记业务范围，但未凭外汇局核发的《登记表》为进口单位办理进口付汇业务；
- （三） 未按照外汇局公布的进口单位分类管理措施为进口单位办理进口付汇业务；
- （四） 其他违反《办法》及本细则的行为。

第四十一条 银行有下列行为之一的，由外汇局依据《条例》第四十八条规定，责令改正，给予警告，处 30 万元以下罚款：

- （一） 错报、漏报、虚报、迟报进口付汇核查凭证以及电子信息；
- （二） 拒绝、阻碍外汇局依法实施现场核查；
- （三） 在外汇局实施现场核查中未按照本细则及相关规定提供有效单证及资料或提供虚假单证及资料；
- （四） 其他违反《办法》及本细则的行为。

第八章 附则

第四十二条 进口多付汇或多到货金额是指进口付汇金额与进口到货金额的差额。

第四十三条 本细则中涉及的相关商业单据、有效凭证、证明材料的原件或复印件及申请书、《登记表》、《进口付汇逐笔核查报告表》、《考核分类通知书》以及《现场核查通知书》的原件，均应作为重要业务档案留存备查。外汇局、进口单位以及银行应妥善保管相关业务档案，留存 5 年备查。

第四十四条 本细则规定的比率、金额、期限均含本值，本细则规定的日期为自然日（明确规定为工作日的除外）。

第四十五条 进口单位支付进口项下佣金、贸易项下赔款以及贸易从属费用，按照服务贸易外汇管理有关规定办理。

第四十六条 进口单位支付预付货款和延期付款按照本细则和贸易信贷登记管理有关规定办理。

第四十七条 本细则由国家外汇管理局负责解释，自 2010 年 12 月 1 日起施行。

附 1：

货物贸易进口付汇业务办理确认书

本单位已知晓、理解《中华人民共和国外汇管理条例》以及货物贸易进口付汇外汇管理法规规定，并已仔细阅读、知晓、理解本确认书告知和提示的外汇局监管职责。

兹确认，本单位承认并将认真遵守、执行下列条款：

一、依法具有对外贸易经营权。对于本单位具有真实、合法交易基础的货物贸易进口付汇，在按规定提交有关真实有效单证的前提下，享有根据外汇管理法规规定便利办理货物贸易进口付汇的权利。

二、对外汇局的具体行政行为包括行政处罚等，享有依法进行申诉、提起行政复议和行政诉讼等法定权利。

三、接受并配合外汇局对本单位货物进口外汇收支进行监督检查，及时、如实说明情况并提供相关单证资料；按规定进行相关的业务登记与报告；按照外汇局分类管理要求办理货物进口外汇收支业务。

四、若违反外汇管理法规规定，接受外汇局依法实施的包括罚款、列入负面信息名单、限制结算方式、对外公布相关处罚决定等在内的处理措施。

五、知晓并确认本确认书适用于货物贸易进口外汇收支。本单位资本项目、货物贸易出口、服务贸易等其他项目外汇收支按照适用相关项目的外汇管理法规规定依法办理。本确认书未尽事项，按照有关外汇管理法规规定执行；相关外汇管理法规规定发生变化的，以新的外汇管理法规规定为准。

六、本确认书自本单位签署时生效。本单位将认真学习并遵守货物贸易进口付汇外汇管理法规规定，积极支持配合外汇局对货物贸易进口付汇业务的管理。

进口单位 (公章):

法定代表人 (签字):

二〇 年 月 日

为进一步促进贸易便利化，更好地为企业服务，全面实施国家依法行政纲要，推进政府职能转变，外汇局根据《中华人民共和国外汇管理条例》及货物贸易进口付汇外汇管理法规规定等，制定本确认书，提示进口单位相关外汇管理法规规定和依法享有的权利。进口单位签署本确认书并认真执行，享有依法便利办理进口付汇业务的权利。

外汇局依据《中华人民共和国外汇管理条例》等法规规定，在货物贸易进口付汇具有真实、合法交易基础，满足有关单证真实性及其与外汇收支一致性审核要求的前提下，对货物贸易对外支付不予限制。

外汇局根据国际收支形势等具体情况，制定、调整货物贸易进口付汇外汇管理法规规定，并依法通过文告、外汇局政府网站等适当的公开、透明的方式予以公布。

外汇局依法对进口单位货物进口外汇收支进行监督检查。对进口单位未能遵守货物贸易进口付汇外汇管理法规规定的行为，按照《中华人民共和国外汇管理条例》等法规规定进行行政处罚。

附 2:

进口货物报关单“贸易方式”分类付汇代码表

可以对外售付汇的贸易方式(14 种)

贸易方式代码	贸易方式简称	贸易方式代码	贸易方式简称
0110	一般贸易	0715	进料非对口
0314	来料以产顶进 (或加工专用油)	1110	对台贸易
0444	保区进料成品	1741	免税品
0445	保区来料成品	1831	外汇商品
0544	保区进料料件	2215	三资进料加工
0545	保区来料料件	4039	对台小额
0615	进料对口	4019	边境小额

有条件对外售(付)汇的贸易方式(25 种)

贸易方式 代码	贸易方式简称	购付汇条件
0245	来料料件内销	需审查合同, 对于合同中付款条款规定可以对外支付的, 可以办理付汇。
0345	来料成品减免	需审查合同, 对于合同中付款条款规定可以对外支付的, 可以办理付汇。
0420	加工贸易设备	需审查合同、发票, 对于合同规定以工缴费抵偿设备的, 不得办理付汇。
0446	加工设备内销	需审查合同、发票, 对于合同规定以工缴费抵偿设备的, 不得办理付汇。

0654	进料深加工	除需审查转厂合同及有关单证外，还需审查贸易方式为“进料深加工”或“来料深加工”的出口货物报关单（复印件）后办理付汇。
0815	低值辅料	需审查合同、发票，对于一般贸易、进料加工的，可以办理付汇；对于来料加工的，不得办理付汇。
0845	来料边角料内销	需审查合同，对于合同中付款条款规定可以对外支付的，可以办理付汇。
1233	保税仓库货物	按《关于保税仓库外汇管理有关问题的通知》（汇发[1998]97号）规定办理付汇。
1139	国轮油物料	同上。
1200	保税间货物	需审查合同、发票、《保税监管区域外汇登记证》及相关证明材料后办理付汇。
1215	保税工厂	需审查海关核发的加工手册，对于进料加工的，可以办理付汇；对于来料加工的，不得办理付汇。
1234	保税区仓储转口	按《保税监管区域外汇管理办法》（汇发[2007]52号）、《保税监管区域外汇管理办法操作规程》（汇发[2007]66号）规定办理付汇。
1300	修理物品	需审查原报关单及关税完税证明，增值部分可以办理付汇。
1427	出料加工	同上。
1500	租赁不满一年	需审查租赁合同，对于经营租赁的，可以办理付汇；对于融资租赁的，不得办理贸易项下付汇。
1523	租赁贸易	同上。
9800	租赁征税	同上。
1616	寄售代销	需审查合同、发票、关税完税证明，已完税部分可以办理付汇。

2025	合资合作设备	对于进口日期为 2002 年 5 月 1 日以后报关单，按照“可以对外售（付）汇的贸易方式”的报关单类别进行审核；对 2002 年 5 月 1 日以前的报关单，需区分以下两种情况进行审查：1、对于报关单“征免”栏注明为“照章”的，可凭报关单到银行直接办理付汇，银行按照“可以对外售（付）汇的贸易方式”的报关单类别进行审核，无需凭外汇局核准件或《进口付汇登记表》办理；2、对于报关单“征免”栏注明为“全免”的，进口单位应向外汇局提交外经贸部门批准成立企业证书、合资合作合同及章程、外经贸部门核准的合资合作设备进口清单正本、验资报告、进口合同及发票，经外汇局审核后将报关单注销结案，属于现汇投资的凭外汇局核准件或《进口付汇登记表》到银行办理付汇（属于实物投资的不得付汇）。
2225	外资设备物品	同上。
3010	货样广告品 A	需审查合同、发票，对于合同中付款条款规定可以对外支付的，可以办理付汇。
3039	货样广告品 B	同上。
3511	援助物资	需审查合同、发票、受赠资金来源证明，对于合同中付款条款规定可以对外支付的，可以办理付汇。
3612	捐赠物资	同上。
4561	退运货物	需审查外汇局出具的“已冲减出口收汇/核销证明”后办理付汇。

不得对外售(付)汇的贸易方式(32 种)

贸易方式代码	贸易方式简称	贸易方式代码	贸易方式简称
0130	易货贸易	2600	暂时进出货物

0214	来料加工	2700	展览品
0255	来料深加工	2939	陈列样品
0258	来料余料结转	3100	无代价抵偿
0300	来料料件退换	3339	其他进口免费
0320	不作价设备	3410	承包工程进口
0456	加工设备结转	4200	驻外机构运回
0500	减免设备结转	4239	驻外机构购进
0513	补偿贸易	4400	来料成品退换
0657	进料余料结转	4500	直接退运
0642	进料以产顶进	4539	进口溢误卸
0644	进料料件内销	4600	进料成品退换
0700	进料料件退换	9700	后续补税
0744	进料成品减免	9739	其他贸易
0844	进料边角料内销	9839	留赠转卖物品
2439	常驻机构公用	9900	其它

附 3:

进 口 付 汇 登 记 表

登记表编号：

企业代码：	企业名称：
金融机构标识码：	金融机构名称：
登记币种：	登记金额：
登记类别 (可选择):	结算方式 (可选择):
最迟装运日期：	登记日期：

(外汇局签章)

年 月 日

附 4:

进口付汇逐笔核查报告表

报告表编号:

外汇局代码:

企业代码:

企业名称:

单位: 美元

进口付汇信息									货物报关、收汇信息							
序号	申报 号码	付汇 币种	付汇 金额	付汇金额 折美元	付汇 银行	结算 方式	付汇 日期	最迟装运 日期	报关单 编号	收汇申报 号码	报关/收汇 币种	报关/收 汇金额	报关/收汇金 额折美元	差额金额		
														多收汇 差额	多到货 差额	多付汇 差额
合 计																

填报人:

外汇局审核意见:

填报日期:

审核日期:

联系电话:

经办人:

(外汇局签章)

年 月 日

附 5:

国家外汇管理局 XX 分（支）局

现场核查通知书

编号：_____

进口单位名称：_____ 进口单位代码：_____

根据货物贸易进口付汇管理相关规定，现对你单位____年____月____日至____年____月____日期间发生的进口项下收付汇业务进行现场核查，核查方式为：☐ 进口单位报告 ☐ 约见进口单位法定代表人或其授权人 ☐ 现场调查 ☐ 其他（外汇局可根据实际核查情况调整核查方式）。收到本通知后，请将签收联反馈外汇局，并于____个工作日内准备好相关材料，接受外汇局及授权单位的核查。

特此通知。

经办人签字：

处室负责人签字：

（外汇局签章）

年 月 日

本通知一式两联，第一联进口单位签收后外汇局留存，第二联进口单位留存。

附 6:

国家外汇管理局 xx 分（支）局

考核分类通知书

编号：_____

进口单位名称：_____ 进口单位代码：_____

根据货物贸易进口付汇管理相关规定，依据对你单位进口付汇业务现场核查的结果和其他相关情况，拟将你单位列为：☐B 类进口单位 ☐C 类进口单位。
如有异议，你单位可自收到本通知之日起 7 个工作日内向外汇局提交书面情况说明及相关证明材料进行申述。

特此通知。

（ 外汇局签章 ）

年 月 日

本通知一式两联，第一联进口单位签收后外汇局留存，第二联进口单位留存。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。